

令和4年5月定例教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和4年5月31日(火) 開 会 午前 9時30分
閉 会 午前 11時00分
- 2 会 場 茅野市役所 8階大ホール
- 3 出席委員 教育長 山田 利幸 同職務代理者 矢島 喜久雄
教育委員 永嶋 陽子 教育委員 勅使川原 はすみ
教育委員 若御子雅英
- 出席者 こども部長 五味 留美子 生涯学習部長 北沢 政英
こども課長 阿部 香織 幼児教育課長 柳澤 澄子
学校教育課長 五味 正 生涯学習課長 竹内 こずえ
文化財課長 五味 健志 スポーツ健康課長 伊藤 善彦
こども係長 宮下 孝 教育総務係長 春日 雅彦
生涯学習係長 武居 直樹 教育総務係主事 小池 智也
- 4 傍聴者 3名

5月定例教育委員会次第

日 時 令和4年5月31日(火) 午前9時30分から
場 所 市役所 8階大ホール

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 報告事項
 - 第1号 教育長報告
 - 第2号 各課からの報告
 - (1) 学校教育課
 - (2) こども課
 - (3) 幼児教育課
 - (4) 生涯学習課
 - (5) 公民館
 - (6) 文化財課
 - (7) スポーツ健康課
 - 第3号 教育委員会共催後援
 - (1) 生涯学習課
 - (2) スポーツ健康課
- 4 議 案
 - (1) 市議会6月定例会一般質問について
 - (2) 市議会6月定例会に提出される予定の議案に対する意見について
 - (3) 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について
 - (4) 茅野市 ICT 教育サポートセンター組織規則の一部改正について
- 5 検討事項
 - (1) 総合教育会議の開催について
- 6 その他
 - (1) 茅野市児童手当等事務取扱規則の全部改正について
 - (2) 茅野市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正について
 - (3) 茅野市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正について
 - (4) 茅野市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部改正について

- (5) 令和3年度相談状況について
- (6) 子育て世帯生活支援特別給付金について
- (7) その他

次回定例教育委員会日程について

6月28日(火) 午前9時30分「8階大ホール」
(事務局会議 6月16日(木) 午前9時00分「602会議室」)

7 閉会

○教育長

5月定例教育委員会を始めます。
前回の議事録は承認としてよろしいでしょうか。

○全委員

異議なし。

○教育長

報告事項に入ります。報告第1号、私からの報告ですが、5月1日から9日までは御柱祭りあり、大きな会合等はありませんでした。

10日、陸上競技会の方々が市長を訪問され、私も同席しました。新聞に出ているように公認に向かい、新たな動きを始めました。

11日、司書会とコンプライアンス研修会がありました。司書会では、学校司書の先生に集まっていたいて、今年度の学校図書館の運営について話し合いました。コンプライアンス研修では、ここ8年ほど、毎年5月に定例で開催してしますが、昨年度一昨年度はコロナの関係で中止しました。今年度は、前こども部長の牛山さんにお話しをただいて、私たちに必要なことは、自分の生き方をきちんと作っていくことだ。仕事だけではなく、楽しく豊かに、家族や周りを考えて地域のために暮らしていこうという、元気が出る話をさせていただきました。

12日、小中一貫教育の打ち合わせがありました。もう一度原点に戻り、どのような教育を作っていくかという所から、今年度スタートしたいと思います。

20日、保育所の三役会の皆さんがご挨拶に見えられました。同日、調べ学習コンクールの審査委員会第1回が始まりました。昨年度も1,000以上の作品の中から文部科学大臣賞等の様々な賞をいただいています。今年はさらに底辺を広げ、ICTと紙ベースの調べ活動をどのように考えていくかを本格的な研究対象にしたいと思います。

23日、高校教育課が来訪され、24日の高校再編についての発表の内容を1日前ですが、概略だけご説明いただきました。

24日、保護司会の方々が来訪されました。一昨年からは保護司会と学校教育が連携して、一緒に活動が始まっています。

同日、幼保小連絡協議会がありました。宮川小で公開授業を予定されていましたが、コロナの感染が流行していたため、公開は行いませんでした。秋の交流教育でできればいいなと思います。校内でアプローチカリキュラムの授業自体は行ったようですが見に行くことはしませんでした。

25日、社会教育委員の会議、宮川小学校のセカンドブックの手渡し会がありました。

30日にいじめ防止研修会がありました。県の教育委員会から講師の先生が見えられて、いじめ防止マニュアルの改訂版を出したということで、改定後に向けた研修会を行い、それぞれ連動して市のいじめ防止基本方針も改定されていくというスケジュールになります。

本日が定例教育委員会です。以上です。

報告第2号各課からの報告をお願いします。

○学校教育課長

1ページをご覧ください。学校教育課6月の行事予定です。

23日木曜日から、主幹指導主事訪問が始まります。宮川小学校で午前9時からとなりますので担当されている教育委員の出席をお願いします。

28日火曜日、定例の教育委員会を8階大ホールで午前9時から行います。以上です。

○こども課長

2ページをご覧ください。こども課です。新型コロナウイルス感染症の警戒レベルが3に下がったため、0123広場で通常行っていたおはなし会及び運動遊びについて再開し、表の通り実施します。

15日水曜日、歯医者さんのはなしということで、歯科医に来ていただき実施します。

また、お出かけ就業相談、毎月行っている家庭教育カウンセリングを2回、子ども家庭相談を1回実施します。以上です。

○幼児教育課長

3ページをご覧ください。幼児教育課です。

3日金曜日、障害児保育職員研修、9日木曜日、園長研修「マネジメント力アップ研修」を行います。その他は通常の会議になります。以上です。

○生涯学習課長

4ページ、生涯学習課です。

1日、3日、15日にセカンドブックの手渡し会を行います。

1日の優良芸術鑑賞講座が玉川小学校で最終となります。

3日、学校司書会があります。

7日から16日の間は、保育園、朝の読み聞かせ参観となります。

15日と29日にファーストブックプレゼントを行います。

17日に調べ学習研修会、20日には幼稚園の絵本の読み聞かせ参観となっています。

5ページの家庭教育センターです。6月の行事予定ですので訂正をお願いします。

7日におはなし会「えほんとなかよし」を行います。

6ページの図書館をお願いします。

4日、012のおはなし会とおはなしわ〜るどを行います。18日25日も同じとなります。

8日、どんぐり小さなおはなし会、9日、図書館でティータイムを、11日、紙芝居大好き、18日土曜日、おなかのあかちゃんのおはなし会があり、21日にパネルシアターであそぼうを行います。

7ページ中央公民館をお願いします。

9日、高齢者大学技能講座、10日、生涯学習課推進者実践講座「ぶらっと楽しむまちづくり」、11日文化講演会「根本先生の健康講座」、14日、もしもの時の防災力アップ講座があります。

17日、プロが教える「洗濯基礎講座」、20日、ちのどんぼんの唄い手養成講座、23日立体切り絵講座、24日、公民館の運営審議会、27日、【ロビー展】自作掛軸の展示となっています。いずれの行事についても、コロナウイルスの感染の状況によっては行事が変更となる可能性があります。以上です。

○文化財課長

文化財課です。8ページ尖石縄文考古館ですが、11日、縄文ゼミナールの2回目「縄文時代における「争い」をめぐる近年の研究」と題して、文化財課の職員が講師を務めます。

18日の土曜日、特定外来生物駆除を環境課と協力して行います。

ちの縄文遺産市民ガイド育成講座の特別講義を19日、22日、29日と3回に分けて行います。

25日、26日ですが、縄文教室の2回目「仮面の女神を作ってみよう」を開催します。また、現在開催している「永明中学校校庭遺跡速報展」は6月5日までとなっています。

9ページ、八ヶ岳総合博物館・神長官守矢史料館ですが、現在開催している企画展「御柱祭」は非常に好評で、これまで感染警戒レベルが高く、来館を控えていた方が多いと考えられますので、6月12日まで延長して開催をします。

はやぶさⅡプロジェクトということで、12日から小惑星リュウグウのサンプルレプリカの公開を、25日からの信州星景写真展と合わせて8月31日まで開催をしていきます。

以下の事業については記載の通りです。以上です。

○スポーツ健康課

10ページスポーツ健康課です。

5月中コロナで見合わせていた小学生エンジョイスポーツ教室、前期の幼児トリム、ひよこ教室等がご覧の日程で6月から開始となります。以上です。

○教育長

質問等ありますか。

○勅使川原委員

2点ありまして、1点は、教育長の報告にあった24日の保護司会の関係で、保護司会と学校教育の連携というのは、具体的にどのようなことを考えているのか、お話しいただきたいという点です。

もう1点は、0123広場の関係で、約3年間コロナで利用できなかった、または利用していない方も多くいたので、現在の利用はどのような状況かということと、約3年間のコロナで0123広場が、小さいお子さんを育てているお母さんたちに広報されていない点を含め、0123広場ができたきっかけになった核家族の中で、お母さんが1人で育児に悩んでいるような方たちに来てもらいたいという活動が以前の状態に戻ってしまっている気がします。

そのような人たちにぜひ利用していただくために、どのような取り組みを考えているかを教えていただきたいです。

○教育長

私から保護司会との関係をお話します。

ちょうど2年ぐらい前から関係作りは始まっており、今まで保護司会というと、何をしている方たちかよくわからないという声をよく聞かれましたが、保護司会は、社会全体を明るくする取り組みの1つなので、保護司会としても、学校教育と関わりを持ちたいという願いがありました。

大きな取組の1つは、社会を明るくする運動の中としての作文コンクールへの参加です。これは例年実施していますが、いろいろな作文が県等のコンクールでかなり入選していて、米沢地区のことについて書かれた。6年前の作文では、私は東京から来たが、米沢地区の地域全体で守られているから、家へ帰って私1人でも安心して生活でき、友達ができて仲良くなったというような心温まる作文も出てきています。

もう1つの取組は、これまで2年間ストップしてきた挨拶運動です。これを年に2回ほど行っています。

さらにもう1つは、先生方が保護司とは何かをあまり知りません。そこで、時間がある際に学校へ来て少しでも説明して顔見知りになろうというような活動を、今一度再構築してこうと試みています。

同じように、人権擁護委員の方も、読み聞かせを中心に学校に入ってきていただいて、保護司会、人権擁護委員の方民生児童委員の方、様々な団体の方と連携して、大きなネットワークを作ろうという大きな取り組みになります。

○こども課長

それでは、0123広場についてのご質問について回答します。

コロナの感染警戒レベルが下がる前は、5組1時間という制限をかけて、利用者も混み合う際にはお待ちいただく状況が見られました。

そんな中、昨日、館長と利用状況についての確認をしましたが、金曜日は非常に多く31組の利用がありました。ただ、コロナ禍前に比べればまだまだという状況で、先週の土日については、10組以上の利用はありましたが、天気がよかったので、家族で出かけたため多い状況にはなっていないということを確認しています。

また広報については、今後様々な行事が再開できるというところで、洋服などをリサイクルで皆さんに提供するような事業を考えたりしていますので、そういった事業を絡めて、広報活動をしていくということと、現在、令和5年度に向けて、家庭教育センターの事業との統合を検討していく中で、魅力ある広場にしていきたいと考えています。

その他としては、都市計画課で行っている西口の開発に絡めて、交通の流れ等を調べるような社会実験を企画しているようです。そこにも、0123広場事業を絡めていきたいと考えています。以上です。

○教育長

感染警戒レベルが3になった中で、それぞれの施設の活動が元に戻ってきています。今まで私たちが市民の皆さんと一緒に作り上げてきた財産をさらに磨きをかけていこうという段階に入ったと思います。

共催・後援関係をお願いします。

○生涯学習課長

生涯学習課からお願いします。

資料1ページをお願いします。生涯学習課では4月5日から4月20日までの受け付け分として、9件の後援申請と1件の共催申請がありました。要領に基づいて審査し、10件とも承諾決定をしています。以上です。

○スポーツ健康課長

3ページ、スポーツ健康課です。4月21日から5月20日受け付け分として、1番、2番ですが、県の感染警戒レベルが4以上の場合、後援を取り消すという条件を付して承諾しました。伴いまして、2番については、レベルが5でしたので、取り消しとなりました。以上です。

○教育長

共催・後援について、ご意見質問ありますか。

○全委員
なし。

○教育長
議案第1号市議会6月定例会一般質問についてお願いします。

○こども部長
議案第1号の資料をご覧ください。6月議会は6月2日の開会となります。
今回、15名の議員から一般質問の通告をいただいておりますが、このうち、教育委員会の質問については、9名の議員から10問いただいております。発言順序に沿ってご説明します。
発言順序1番、吉田基之議員から質問番号1番、「教育施策について」質問いただいております。小項目として3点いただいております。1点目が、「中学校の部活動について」、2点目が「通学補助金について」、3点目が、「新たな教育施策は何か考えているか」です。

○生涯学習部長
続いて発言順序4番、矢島正恒議員から質問番号6番、「市の魅力発信となるブランド品（特産品）の開発及び積極的な売り込みとアフターコロナを目指した具体的な施策取り組みについて」ご質問いただいております。小項目とすれば、5点ありますが、教育委員会生涯学習部に関係あるものは、「八ヶ岳西麓3市町村の新たな環境施策や縄文文化の活用による新たな展開と取り組みについて」の一点です。

○こども部長
引き続き、矢島正恒議員から質問番号7番、「子どもや障害者及びその家庭にとって必要となる支援や取り組みなどについて」質問いただいております。

小項目として3点いただいております。1点目は「ヤングケアラーへの支援の取り組みについて」、2点目は「手を差し伸べ、寄り添うべき子どもや家庭への支援について」、3点目、「コロナ禍における本市の自殺対策の推進について」です。3点目は健康福祉部の回答となります。

続いて発言順序6番、長田近夫委員から質問番号9番「物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の取り扱いについて」です。小項目として3点いただいております。1点目が、「学校給食費の負担軽減について」、2点目が「生活者への支援について」、3点目が「事業者への支援について」です。このうち2番と3番については、総務部の回答となります。

続いて発言順序7番、木村明美議員から質問番号11番、「食と農について」です。小項目として2点いただいております。1点目が、「茅野市での有機農法の考え方について」2点目は、「給食への有機農産物の導入について」です。1点目は、産業経済部の回答となります。裏面をご覧ください。

発言順序10番、東城源議員から質問番号16番「物価高騰が続く中で、学校給食を維持していくための対策について」です。小項目として2点いただいております。1点目が、「給食費の値上げは避けられるか」、2点目が、「学校給食の制度の見直しは必要か」です。

続いて発言順序11番、木村かほり議員から質問番号18番、「困窮する子育て家庭への支援について」です。小項目としては、3点いただいております。1点目が「困窮する家庭の利用できる施策について」、2点目が「困難な状況に置かれる子どもの把握の取り組みと今後について」、3点目が「子どもの居場所における相談支援について」です。

続いて発言順序12番、伊藤正博議員から質問番号20番「茅野市の教育現場における農業振興について」です。小項目として3点いただいでいて、1点目が「教育現場での取り組みについて」、2点目が「成果・反響について」、3点目が「今後の取り組みについて」です。

続いて発言順序13番、伊藤玲子議員から、質問番号21番「コロナ禍を体験してきた子どもたちの現状と課題について」です。小項目としては4点いただいでいて、1点目が「コロナ禍直前から現在にかけての子どもたちの姿について」、2点目が「コロナ禍による一斉休校と分散登校の取り組み状況と成果・課題について」、3点目が「コロナ禍で見えてきた教育の成果や課題について」、4点目が「子どもたちの精神的幸福度を上げるための更なる取り組みについて」です。

最後になりますが、発言順序14番伊藤正陽議員から質問番号22番「小中学校でのパソコンを使用した指導での課題と教職員の多忙化の解消について」です。小項目としては8点いただいでいて、1点目が「児童生徒へのパソコン1人1台対応で指導はどう変わったか」、2点目が「パソコン使用で机上が狭くなるが、解消の工夫はあるか」3点目が「カメラと三脚の学級1台の配備について」、4点目が、「パソコンは、全児童生徒・全教員に配備されているか」、5点目が「ICT教育支援員の増員の考えは」、6点目が「スクールサポートスタッフの全校配置と、業務内容・勤務時間について」、7点目が「教員の授業の持ち時間数の適正化について」、8点目が「教員の増員について」です。

以上が、令和4年6月定例会一般質問の通告となります。ご意見がありましたらお願いします。

○教育長

ご意見質問ありますか。

○全員

なし。

○教育長

議案第2号「6月定例会に提出される予定の議案に対する意見について」お願いします。

○生涯学習部長

議案第2号の資料をご覧ください。6月定例会提出議案については、ご覧の通り議案7件、報告案件6件です。このうち教育委員会に関係するものは、議案第35号、報告については報告第3号、報告第7号です。それぞれご説明します。

資料をお開きください。議案第35号の令和4年度茅野市一般会計補正予算第1号についてです。資料は上程された資料をコピー添付しましたので、ページが二重に計上されています。最初に一番下にあるページ番号を申し上げ、次に予算書にあるページを申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495,453千円を追加し、歳入歳出それぞれ28,195,453千円とするものです。

続いて資料2ページ、予算書2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正で、款項の補正額については、資料2及び3ページ、予算書では、3ページ及び5ページ中央の列に記載の通りです。資料4ページ、予算書7ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書総括表、資料6ページ予算書10ページからは歳入の明細、資料8ページ、予算書14ページからは、歳出の明細です。

歳出について教育委員会に係る事業を説明しますので、資料10ページ、予算書18ページをご覧ください。最下段、10款教育費で、27,756千円の補正増です。内訳としては、5項2目事業2、市民館費で2,800千円の補正増です。資料11ページ、予算書20ページをご覧ください。これは株式会社地域文化創造が、茅野市美術館で行う企画展、「小林紀晴展、縄文の庭」が一般財団法人自治総合センターの地域の芸術環境づくり助成事業に内定したことによる補助金の予算計上となっています。市は、株式会社地域文化創造に対し、2,800千円の助成金を補助するものです。

続いて、6項2目事業4、スポーツ施設整備事業費で、24,956千円の補正増です。これは当初予算に計上した、陸上競技場の修繕工事について、第三種公認更新を実施するための工事請負費の差額分及び、更新に必要な備品購入等に関わる経費の予算計上となっています。寄付金が一定の額以上に集まる見込みとなり、また、茅野市スポーツ協会全体としての要望があったことなど、市民の一定の理解が得られることとなったことから、三種公認方針を目指した予算計上となっております。特定財源としまして、ふるさと茅野市応援寄付金3,500千円及び陸上競技場公認継続寄付金6,500千円を充当するものです。なお、ふるさと茅野市応援寄付金については、株式会社kitz様からの企業版ふるさと納税の充当となっています。以上が歳出です。

資料6ページ、予算書10ページ、歳入についてご説明します。

15款国庫支出金385,290千円の補正増、16款県支出金35,724千円の補正増、資料7ページ、予算書12ページをご覧ください。18款寄付金26,500千円の補正増、20款繰越金34,539千円の補正増、21款諸収入13,400千円の補正増です。以上歳入となり、議案第35号は以上となります。

議案35号の次のページをご覧ください。報告第3号の令和3年度茅野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてです。令和3年度茅野市一般会計補正予算の繰越明許費を別紙の通り翌年度に繰り越したので、地方自治法令の規定により報告するものです。

次の資料をご覧ください。令和3年度茅野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書です。資料3ページをご覧ください。全体で繰越26事業ですが、教育委員会に係るものは、下から3段目から、民生費の2事業と資料3ページ上から4段目からの教育費2事業合計7事業です。事業名、繰越額、繰り越し説明等を記載していますのでご覧ください。教育委員会の繰越合計額は913,670千円です。26事業の繰越合計額は、2,019,136千円です。

続いて、報告第7号、株式会社地域文化創造の経営状況についてご説明します。こちらは資料が膨大となっていますので、例年資料添付はありません。口頭での説明となりますのでご了承ください。

決算案件については、地方自治法の規定により、地方公共団体が出資率50%以上を出資する法人の経営状況について、議会での報告義務があります。この6月議会に報告するものです。詳細は省略させていただきますが、令和3年度業績の概要としまして、当期純利益は2,955千円の黒字で、市民館の利用者数は、昨年より7118人多い。5万5375人でした。昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響は否めない状況です。しかしながら、コロナ禍以前の水準である14万人にはまだまだ及びませんが、限られた環境下で創意工夫をして取り組んできたことが結果にあらわれつつあります。本年度は昨年度までのテーマを一新しまして、「みんなのひらめき、みんなで形に」と題した年間事業テーマを掲げ、市民が文化活動に参加しやすい環境を作り、地域文化創造の拠点となるよう事業を実施する計画です。なお報告については、6月9日の議会全員協議会で報告をすることになっています。議案第2号については以上です。

○教育長

質問ご意見ありますか。

議案第3号「県教育委員会と市町村教育委員会相互の連絡調整について」をお願いします。

○学校教育課長

議案第3号、県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整についてということで、こちらについては、県教育委員会と市町村教育委員会が、例年取り交わしているものです。全県の視野に立って教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員の任命その他の進退に関して次の了解事項を取り交わすものとしており、令和4年5月31日から令和5年5月31までの間これを実施するというものになります。裏面の2ページの了解事項をご覧ください。了解事項としては、5つあります。まず1つ目として「教職員の任命その他の進退について」、2つ目として「令和5年度教職員人事異動の基本方針について」、3つ目として「1及び2の取り扱いについては、別紙覚書によって適正に行うということ」、4つ目として「人事の仕組みの検討について」、最後に5つ目として「人事異動方針の見直しについて」という5点になっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○教育長

質問意見ありますか。

○全委員

なし。

○教育長

議案第3号「ICT教育サポートセンター組織規則の一部改正について」をお願いします。

○学校教育課長

議案第4号をご覧ください。茅野市ICT教育サポートセンターの組織規則ですが、こちらについては、令和3年3月に教育委員会規則として制定させていただいています。こちらの中で下の改正前後の表のとおり、センターにセンター長と必要に応じて職員を置くということになっていますが、センター長の他にセンター次長を置くということ、また、センター次長には、係長の職にあるものを充てるという改正をしたいと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

なお、こちらについては、本日議決をしていただき次第の施行を考えています。

○教育長

質問ご意見ありますか。

○全員

なし。

○教育長

検討事項1「総合教育会議の開催」についてをお願いします。

○学校教育課長

検討事項1の資料をご覧ください。

1 ページ目に平成27年度からの過去の総合教育会議の議案を載せてあります。2 ページ目以降については、総合教育会議の運営要綱をつけています。今年度も、総合教育会議を実施したいと考えていますので、今年度の総合会議のテーマ等についてご意見を出していただければと思います。

○教育長

現状何かご希望があったらお願いします。

永嶋委員お願いします。

○永嶋委員

議案の一覧表を見ても感じますが、教育大綱についてまだまだ時間ありますが、1 回途中で見直しができらいいと思います。今回、どうしても議題に上げてほしいということではないですが、コロナやICT教育の進んだこの結果も踏まえて、1 度教育大綱の見直しが必要だとも思います。

○学校教育課長

ご意見ありがとうございます。教育大綱は、まだ期間中ではありますが、途中でコロナもありましたのでご意見の通り中間見直し等、できればと考えています。その他何かありましたら事務局までお伝えいただければと思います。

○教育長

事前で何回かお話している中に大きなヒントがありますので、またよろしくお願いします。

その他1「茅野市児童手当等事務取扱規則の全部改定について」お願いします。

○こども課長

こども課よりお願いします。まずはじめの改正ですが、児童手当法施行令の一部改正及び児童手当法施行規則による「茅野市児童手当等事務取扱規則」の全部を改正することについてです。

この規則は、中学校卒業まで児童を養育している方に支給している児童手当、現在は、3歳未満の児童には一律1万5000円、3歳以上小学校修了前の児童については1万円。第3子以降は1万5000円、中学生は一律1万円ということで支給していますが、その事務の取り扱いの規則になります。こちらは児童手当及び特例給付の事務処理を定めているため、改正前は茅野市児童手当法事務取扱規則という名称でしたが、茅野市児童手当等事務取扱規則と名称を改正します。内容につきましては、一般受給者に関わる現況届の一律義務を見直し、公簿等によって確認することができるときは、現況届を省略可能とする規定を設け、原則不要となる改正と、改正に伴う様式の変更になります。規則の施行日は令和4年6月1日となります。以上説明を終わります。

○教育長

意見質問等ありますか。

○全委員

なし。

○教育長

その他2「茅野市自立支援教育訓練給付金事業について」お願いします。

○こども課長

2つ目の改正になります。こちらは令和4年3月31日付の厚生労働省子ども家庭局長からの通知の「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正による「茅野市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱」の一部改正になります。

この要綱は、雇用保険法に規定されている指定教育訓練講座を受講するひとり親家庭の父または母に支給する給付金についての要綱です。改正の概要は、専門実践教育訓練給付金の支給金額の額を拡充させる改正になります。

第5条第1項第1号の「支給額等について、「就学20万円を乗じて」を「就学40万円を乗じて」また、その下の括弧書きの「80万円を超えるときは80万円」を「160万円を超えるときは160万円」という改正になり、支給金額が増額されます。この改正に伴い、様式第1号、第2号、第5号の金額も改めます。要綱の施行日は令和4年4月1日になります。以上説明を終わります。

○教育長

質問ご意見ありますか。

○全委員

なし。

○教育長

その他3「茅野市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正について」お願いします。

○こども課長

こちら、令和4年3月31日付の厚生労働省子ども家庭局長からの通知によつての一部改正による「茅野市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱」の一部改正です。この要綱は、看護師、介護福祉士、保育士、美容師等の資格の取得の促進のために支給する給付金事業を定めた要綱になります。

昨年度、対象となる資格を2つ追加し、養成機関において1年以上就業をする場合に支給するものとされていましたが、令和3年度に養成機関において就業を開始した助教資格者に対し、1年以上の要件を6ヶ月以上に緩和しました。

今回は、この当該措置を令和4年度末まで延長になったことによる改正となります。要綱の施行日は令和4年4月1日です。以上説明を終わります。

○教育長

質問等ありますか。

○全委員

なし。

○教育長

その他4「茅野市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格者支援事業実施要綱の一部改正について」をお願いします。

○こども課長

最後の改正になります。令和4年3月31日付の厚生労働省通知についての一部改正による「茅野市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格者支援事業実施要綱」の一部改正になります。

この要項は、ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童20歳未満に対し、高等学校を卒業したものと同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために、民間事業者等が実施する対象講座を受講する費用に対し、給付金を支給するという支援事業の要綱です。今回の改正は、主に「受講開始時給付金」が追加されたことによる改正になります。第4条給付金の種類について、受講開始時給付金を追加し、支払った費用の30%、最大7万5000円の支給が受けられるようになります。このことに伴い、従前からある「受講修了時給付金」、「合格時給付金」に必要な改正をし、第6条支給申請に「受講開始時給付金」を追加します。また、給付金の書類に「受講開示給付金」を追加したことに伴い、様式も改正します。要綱の施行日は令和4年4月1日です。以上説明を終わります。

○教育長

質問意見ありますか。

○全委員

なし。

○教育長

その他5「令和3年度相談状況について」をお願いします。

○こども課長

その他5の資料をご覧ください。令和3年度の相談状況についてご説明します。

令和3年4月から令和4年3月までの集計となります。1ページ目は、令和3年度の内容別相談件数、形態別相談件数、経路別相談件数の項目で、相談状況をまとめたものとなります。2ページ以降の資料は、種別ごと前年度比較も記載していますので、あわせてご覧ください。

令和3年度の相談延べ件数は合計4,735件で、令和2年度と比べますと、964件の減となっています。

()内の数字は、新規相談の延べ件数になっていて、こちらの新規相談件数の延べ件数については647件で、令和2年度と比べますと、51件の減となっています。先の見えない不安など、継続の相談があるものの長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、相談件数が減ってのではないかと相談されます。

内容別相談件数を見ますと、新規取り扱い延べ件数は、児童虐待、不登校・育児しつけの相談が増え、養護相談のその他、性格行動、適性の相談が減ってきています。一方で、不登校、育児しつけの相談については、新規延べ件数は増加したものの、全体の延べ件数は横ばいの状況です。令和2年度には、学校が休校になったことをきっかけとして、登校ができるようになったケースもあれば、登校しぶりに繋がるケースもあり、今後も継続な継続的な支援が必要と考えています。

児童虐待については、心理的虐待として、子どもの前で夫婦げんかから報告のあったケース、身体的虐待として、言うことを聞かない、やるべきことをやらないなどの要因で体罰として、日常的に叩いてしまっているケースが多く見られました。

家庭で過ごす時間が増えたことにより、新規件数が増加したことが考えられます。子どもの見守りを強化していくことに重点を置く中で、「育ちあいちの」の職員が定期的に学校に出向き、各学校との連携を強化する中で、コロナ禍における心のケアや子ども一人一人の把握に努めている状況です。

相談種別の中で養護相談とは、保護者の問題を主とした、養育困難等での相談となります。

性格行動は、児童の人格の発達上の問題となる犯行、友達と遊べない、落ち着かない等の内容です。

育児しつけについては、こども館や家庭教育センターで気軽に相談していくケースが増えていきます。

適正については、進学相談や就学適性等の相談となっています。

その他の相談の中には、特定妊婦に関する相談を計上しています。健康管理センターとの連携の中で対応しています。

特定妊婦とは、若年、望まない妊娠、精神疾患がある中での妊娠など、出産を迎えるまで支援が必要となる妊婦の方をいいます。

次に、資料の2ページの形態別相談件数をご覧ください。令和3年度は、電話相談を含む庁内対応が減少する一方で、訪問や会議等が増加傾向にあるのが特徴となっています。これは、コロナ禍で庁内対応が減少したと思われませんが、訪問等により支援の継続や、質を維持しようとした結果と考えられます。

資料2ページの下、3の相談年齢階層別件数は、園児、高校生が減っていますが、小学生はほぼ同じで、中学生、成人は増えている状況です。また、小中学生の相談が約半数を占めており、学校と「育ちあいちの」との連携ができてきていることの表れと考えられます。

資料3ページ、4の経路別相談件数については全体の延べ件数、新規の延べ件数とも、家庭親戚が一番多く、福祉事務所、保健福祉サービスセンター、学校等も多い状況です。福祉事務所、保健福祉サービスセンターからの取り扱い件数が増えてきたのは、母子健康包括支援センターとの連携強化により、養育に福祉的支援を必要とするケースが増加したものと考えています。

資料3ページ中段から5ページにかけては、虐待についての相談状況を載せてあります。虐待の件数は、新規延べ件数とも減っているものの、引き続き支援が必要なケースが多く、簡単には終結ができないことから、今後も横ばいまたは増えることが予測されます。また、虐待は兄弟受理をしていくため、全員虐待案件として受理し、家庭全体の支援を行っています。児童虐待の個別区分別で見ますと心的虐待が最も多くなっています。家庭内のDVや喧嘩が子どもの前で行われ、子どもが見聞きする案件が増加しています。DVの場合は、警察と連携し、安全確保を行っている状況です。

資料4ページの虐待の部分ですが、心理的虐待と身体的虐待も多く、令和3年度は、性的虐待も2件ありました。心理的虐待は、家庭内のDVの子どもの前で行われた場合にカウントすることから多くなっています。子どもが複数いる場合は全員をカウントすることになっています。

③の主な虐待者については、実父は50%、実母は33%という状況です。

④の被虐待児童の年齢は一番多いのが小学生で44%、次いで0歳から3歳の児童が24%。中学生21%となっています。子どもの年齢が低いほど生命の危険にさらされる度合いが高まり、教育、福祉、医療との連携を図っていくことが大切であると考えています。近年ではDV等による警察の連携が必要なケースも増えています。

⑤虐待の通告経路については、令和3年度は、諏訪児童相談所や警察等からこども課への虐待通告が多くあった状況です。虐待に限らず、家庭の問題や発達特性と、様々な要因が複雑に絡み合っ、継続支援が必要であり、簡単には終結できないケースが多くなってきております。これからも、「育ちあいちの」の専門性を十分に生かし、チーム支援を行って参りたいと考えています。令和3年度の相談状況は以上となります。

相談状況の表ですが、一番下の経路別相談件数ですが、合計の欄の新規延べ件数が表示されていない状況になっています。こちらの合計で、新規延べ件数は647件となります。内訳は、男性が328人で、女性が319人となります。以上です。

○教育長

意見質問ありますか。

○全委員

なし。

○教育長

その他6「子育て世帯生活支援特別給付金について」お願いします。

○こども課

資料その他6をご覧ください。

こちらの給付金の目的ですが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得種低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活、支援特別給付金を支給します。

支給対象者についてはひとり親世帯とその他低所得の子育て世帯に分かれていて、ひとり親世帯については、令和4年4月分の児童扶養手当受給者となっており、こちらは申請が不要です。

その他公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童手当の支給を受けてない方、3番目として新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方になります。

その他低所得者の子育て世帯については、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の市民税均等割が非課税である受給者は申請が不要となっています。

さらに、市以外の令和4年3月31日時点で18歳未満の子を養育している方で、次のいずれかに該当する方ということで、令和4年度分の市民税均等割が非課税である方、また、コロナウイルスの影響を受けて家計が苦しくなっている世帯で4年度分市県民税均等割が非課税である方と同様の状況にある方が対象になっています。

給付額は、児童1人当たり一律5万円です。費用負担についてはすべて国庫負担ということになっています。

5番目の今後のスケジュールですが、ひとり親世帯については、6月10日支給事務を行い、支払いを令和4年6月下旬で考えています。

その他の低所得のひとり親世帯については、随時行って参りたいと考えています。

裏面をご覧ください。その他低所得の子育て世帯についても、6月中に支給事務を行います
が、令和4年度分の市民税均等割が非課税かどうかの判定が必要になりますので、今年の7月
中旬頃の支給を考えています。

その他の低所得の子育て世帯については随時申請を受け付けます。なお、給付金の申請は、
令和5年の2月までとなっています。以上で説明を終わります。

○教育長

意見質問ありますか。

○全委員

なし。

○教育長

全体を通して質問意見等ありますか。

○勅使川原委員

先ほど、補正予算の説明の中で、陸上競技場の話が部長からありましたが、更新に関しての
経緯と市としての判断基準や、次回の更新を見据えた中で、今後どうやって対処していくかご
説明をお願いします。

○生涯学習部長

陸上競技場に関しては、多くの関心を集めている案件だと思います。

発端としては、陸上協会が陸上競技場の公認が終了してしまうとそこで活躍している子ども
を含めた選手たちの頑張りが記録として残らず、上位大会に行くにあたって、未公認のまま
で行ってしまうことが危惧されています。

ただ、再三申し上げている通り、市にはお金が潤沢にあるわけではありませんので、市とす
れば、陸上競技場の最低限の補修を行っていくという形で当初予算を盛っていました。

ただ昨年の11月末に公認が切れてからも、陸上協会から要望がある中で、茅野市としては、
陸上協会単体の要望という形ではなく、陸上協会が属している上の団体のスポーツ協会として、
改修をお願いしたいという要望を出していただき、これは陸上協会のみならず、茅野
市全体のスポーツ界のご意見と受けとめ、諏訪地方の陸上協会も巻き込んで、思いを形にして
いただきました。

結果的には、その改修費用の大部分を賄えるわけではないので、市の税金を投入すること
になりますが、そのような動きがあるということと、公共施設の再編は非常に厳しいことが周知
され、十分ではありませんが、ある程度お金も集まる中で、スポーツ界全体として、要望して
いただいたことによって、理事者も含め、決断をしたというのが、正直なところです。

勅使川原委員がおっしゃる通り、ここで改修をしたら、この先は改修が必要なくなるという
ことではなく、必ず5年後に同じ問題が出てきます。陸上競技場だけではなくて、スポーツ運
動公園にはスポーツ施設がたくさんあり、これを前例として、こういった改修がいいのかを、
スポーツ界や茅野市全体、さらには地方、長野県規模で考えていかなければ解決できない問題
ですので、今回の動きを契機として、他のスポーツ施設でも、利用者の気持ちを形にしてい
ただけるような、活動に結びつけていきたいと思っています。

○勅使川原委員

陸上に関わる子どもを含めた選手たちは、記録が残せることに喜びを感じていると思います。

5年先のことも考える中で、今回は寄付金が1000万近く集まりましたが、次回も寄付金を集めるかといえば、そうではないと思います。

諏訪地方で唯一ある公認の競技場や下諏訪であればボートの施設というような特徴・特色のある施設を負担金やそれに近い制度を作り、この諏訪圏域の全体6市町村で守るような動きをしていかなければと思うので、それに対していち早く動いていただければと思います。

○生涯学習部長

これはもう市長もそのように申し上げていて、茅野市、諏訪地方だけでも何とかなる問題ではなく、県などに働きかけて広域的に施設を集約していく働きかけも当然必要になってくると思います。

施設を持っている市町村に負担が集まってしまうという負の連鎖を何とか断ち切りたい部分ではありますが、現実としては施設を持っている市町村が何か行動を起こさなければいけません。

未来ある子どもたちのために教育委員会だけでなく、茅野市、諏訪地方、長野県等いろんな団体を巻き込んで方針を決めていきたいと考えています。

○教育長

今、部長が言いましたように茅野市だけではなく、上伊那、下伊那、松本全権で様々な問題をおきています。県全体で子どもたちのスポーツ、子どもたちをどう育てていくか、という点や、6市町村でどうするかという点を市長からも様々な会議で意見していただいている現状です。

またご意見よろしくお願いします。

次に事務局からお願いします。

○教育総務係長

次回の定例教育委員会についてです。

次回、6月の定例教育委員会ですが、6月28日の火曜日、9時半から8階大ホールでお願いします。

事務局会議を、6月16日の木曜日、9時より602の会議室で行います。以上です。

○教育長

5月の定例教育委員会を以上で終了します。

茅野市教育委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年6月28日

茅野市教育委員会

教育長

同職務者代理

委 員

委 員

委 員

こども部長